

国内経済要録

◇日本銀行、国債買オペレーションの機動化を発表

日本銀行は、5月14日、現行オペ方式が①実施時期が2～3の資金不足月に限られているため、その時々の相場観により、むしろ市況のフレを大きくするおそれがある、②買入れオファーから結果通知までかなりの日数を要するため、落札価格水準に関し思惑的な動きを誘発しやすいこと等にかんがみ、市況に対する攪乱的影響を除去することをねらいとし、次のような新方式を導入することとした。

(1) 頻度、金額等

成長通貨供給の範囲内で年間ならして隨時実施、従って1回当りの金額は小口化。

(2) 買入対象先

現行オペ対象先のうち日本銀行営業局と当座預金取引のある金融機関および証券会社。

(3) 実行方法

オファー當日中に、申込締切り、落札決定、結果通知を行い、オファーから数日後に受渡、代金決済。

◇当面の国債管理政策について

大蔵省は、5月7日、次のとおり「当面の国債管理政策について」を発表した。

- 54年度シ団引受予定の10年利付建設国債を1兆円減額し、資金運用部において中期国債で引受ける。
- 入札の状況に応じ、中期国債公募入札予定額の増額を検討する。
- 54年度シ団引受予定の10年利付建設国債の償還期限短縮についてシ団と協議する。
- 国債の私募形式による発行についてシ団と協議する。
- 国債整理基金等の資金を活用し、国債市場の安定化を図る。
- 必要に応じ証券金融会社における公社債流通金融を拡充する。
- 予算の執行状況、税収の動向等を見ながら、可能な限り国債の減額を行う。

◇郵便貯金の利率引上げ等について

政府は郵政審議会の議を経て5月2日、郵便貯金法施行令および関係諸政令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を次

のとおり引上げ、5月7日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引上げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

(単位・%)

	改定後	改定前	引上げ幅
通 常 貯 金	2.88	2.4	0.48
積 立 貯 金 (据置期間中の中途解約)	3.72 (2.52)	3.0 (2.04)	0.72 (0.48)
定 額 貯 金			
1年未満	3.75	3.0	0.75
1年以上 1年6か月未満	4.25	3.5	0.75
1年6か月以上 2年未満	5.0	4.25	0.75
2年以上 3年未満	5.3	4.6	0.7
3年以上 (据置期間中の中途解約)	5.5 (2.5)	4.75 (2.0)	0.75 (0.5)
定 期 貯 金			
期間 6か月のもの	4.5	3.75	0.75
ク 1 年 ク	5.25	4.5	0.75
(中途解約 6か月未満)	(1.5)	(1.0)	(0.5)
(ク 6か月以上)	(3.75)	(3.0)	(0.75)
住 宅 積 立 貯 金			
3年(住宅金融公庫等から貸付を受けない場合) は1.08%安	5.04	4.32	0.72
4年(中途解約は同水準)	5.28	4.56	0.72
5年(中途解約 1年未満)	5.52	4.8	0.72
(中途解約 1年以上2年未満)	(2.76)	(2.04)	(0.72)
(中途解約 2年以上3年未満)	(3.0)	(2.28)	(0.72)
(中途解約 3年以上4年未満)	(3.24)	(2.52)	(0.72)
(中途解約 4年以上5年未満)	(3.48)	(2.76)	(0.72)
(中途解約 4年以上5年未満)	(3.72)	(3.0)	(0.72)
進 学 積 立 貯 金			
2年以下	3.36	2.64	0.72
2年1か月以上	3.6	2.88	0.72
(中途解約 1年未満)	(2.28)	(1.8)	(0.48)
(中途解約 1年以上2年未満)	(2.52)	(2.04)	(0.48)
(中途解約 2年以上)	(2.76)	(2.28)	(0.48)
(国民金融公庫等から貸付を受けない場合) (2年未満)	(3.6)	(2.88)	(0.72)
(2年)	(3.72)	(3.0)	(0.72)
(中途解約 2年 は同水準) (1か月以上)	(3.84)	(3.12)	(0.72)

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金、住宅積立貯金および進学積立貯金ならびに同日前に預入された定期貯金および定期貯金の利率については、従前の例による。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の税率引上げ(同施行令第4

条関係)

(単位・%)

担保となる郵便貯金	改定後	改定前	引上げ幅
積立貯金	4.0	3.25	0.75
定期貯金(弁済までの預け入れ期間)			
6か月未満	2.75	2.25	0.5
6か月以上 1年未満	4.0	3.25	0.75
1年以上 1年6か月未満	4.5	3.75	0.75
1年6か月以上 2年未満	5.25	4.5	0.75
2年以上 3年未満	5.55	4.85	0.7
3年以上	5.75	5.0	0.75
定期貯金 期間6か月のもの 〃1年〃	4.75 5.5	4.0 4.75	0.75 0.75

(注) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金ならびに同日前に預入された定期貯金および定期貯金を担保として貸し付ける貸付金の利率については、従前の例による。

◇政府系金融機関の貸付基準金利の引上げ

政府系金融機関の貸付基準金利は次のとおり引上げられた。

(単位・%)

	変更後	変更前	実施日
日本開発銀行 (基準金利)			
中小企業金融公庫 (基準金利)			
国民金融公庫 (基準金利)	7.7	7.1	6月1日
北海道東北開発公庫 (基準金利)			
環境衛生金融公庫 (基準金利)			
医療金融公庫 (基準金利)			
公営企業金融公庫 (基準金利)	7.6	6.85	5月25日
住宅金融公庫 (個人住宅向け)	5.5	5.05	6月2日
商工組合中央金庫 (組合員貸)	1年以上 3年以内 7.7 3年超～ 7.9 7年以内 7年超 8.0	1年以上 5年以内 7.1 5年超 7.3	5月7日
商工組合中央金庫 (構成員貸)	1年以上 3年以内 7.9 3年超～ 8.1 7年以内 7年超 8.2	1年以上 5年以内 7.3 5年超 7.5	

◇消費者ローン金利の引上げ

都市銀行等は、銀行提携ローン方式消費者ローン金利を0.3～1.0%引上げ(銀行、条件により区々)6月1日以降実施した。

◇割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を5月債から次のとおり改定したほか、発行月を53年度までの年4回(1、4、7、10月の各月)から年6回(1、3、5、7、9、11月の各月)に変更した(5月8日決定)。

	発行価格	応募者利回り
改定後	72円25銭	6.716%
改定前	72円75銭	5.711%

◇資金運用部の預託金金利等の引上げ

大蔵省では、資金運用部の預託金金利および融通利率の引上げを、また郵政省では、簡易保険の融通利率の引上げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て次のように決定し(5月25日決定)、6月1日より実施した。

(1) 資金運用部

(単位・年%)

	変更後	変更前
預託金金利(注) 期間7年以上のもの	6.65	6.05
融通金利	6.65	6.05

(注) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のはか、省令により特別利子が付されている。

(2) 簡易保険

(単位・年%)

	変更後	変更前
地方公共団体に対する貸付利率	6.65	6.05
国鉄、住宅公団等に対する貸付利率	7.3	6.6
その他の特別会計、機関等に対する貸付利率	6.65	6.05

◇金融機関の債務保証のあり方についての大蔵省通達

大蔵省は5月21日、「金融機関の債務保証のあり方について」を各金融機関あて通達した。その内容以下のとおり。

1. 債務保証を行うに際しては、債務者に対する事前審

査を十分に行い、いやしくも債務保証が安易に流れることのないよう配意すること。

2. 債務保証については、その量が過大になることのないよう配意し、例えば、預金・貸出金等との適正な均衡を保持するよう努めること。
3. 他の金融機関の保証を得て貸出金を実行する場合にも、通常の貸出金を実行する場合に準じた審査、管理体制を保持するよう配意すること。

(1)

◆資本流入規制の緩和について

大蔵省は5月12日、最近における国際収支および外国為替相場の動向にかんがみ、資本流入規制の緩和を図ることを発表した。その内容以下のとおり。

- (1) 輸入ユーザンス期間の延長

現在140日となっている輸入ユーザンスの期間を6か月に延長する。

- (2) 輸出前受金の規制撤廃

現在50万ドル超の輸出前受金は要許可となっている

が、今後は許可不要とする。

- (3) 円建外債発行代り金ドル転換期間規制の撤廃

現在円建外債発行代り金、円建シ・ローン貸付円貨のドル転換を1か月以内に行うよう指導しているが、この規制を撤廃する。

- (4) 長期インパクト・ローン使途制限の緩和

長期インパクト・ローンの使途制限を緩和し、延払輸出債権ヘッヂ等についても申請に応じて認める。

- (5) 短期インパクト・ローンの解禁

原則として禁止している短期インパクト・ローンを申請に応じて許可する。

- (6) 円建外債の非居住者応募比率制限の撤廃

円建外債に対する非居住者の応募比率制限(25%以内)を撤廃する。

- (7) 非居住者の現先取引の解禁

原則として禁止している非居住者の現先取引を申請に応じて認める。